

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 本日の検討の概要

これまでの検討**(IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年) 等のエンドースメント手続)**IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年) のエンドースメント手続

1. 当委員会では、第 34 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2017 年 5 月 19 日開催）から、2014 年 7 月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号（2014 年）」という。）のエンドースメント手続を開始している。

第 368 回企業会計基準委員会（2017 年 9 月 8 日開催）では、以下の親委員会及び作業部会等の検討を踏まえて、エンドースメント手続としての全体的な評価を行った。その結果、「削除又は修正」は行わないとの事務局提案に異論は聞かれなかった。

開催日	親委員会及び作業部会等
2017 年 5 月 19 日	第 34 回作業部会
2017 年 6 月 22 日	第 35 回作業部会
2017 年 8 月 4 日	第 119 回金融商品専門委員会
2017 年 8 月 24 日	第 120 回金融商品専門委員会
2017 年 8 月 25 日	第 367 回企業会計基準委員会
2017 年 8 月 29 日	第 36 回作業部会

重要な会計基準以外の会計基準等のエンドースメント手続

2. 第 368 回企業会計基準委員会では、2017 年 6 月末までに IASB により公表された会計基準等のうち、重要な会計基準以外で 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するものについて、第 36 回作業部会（2017 年 8 月 29 日開催）の検討を踏まえて、エンドースメント手続を行った。その結果、「削除又は修正」は行わないとの事務局提案に異論は聞かれなかった。

修正国際基準公開草案第 5 号の文案の検討

3. 第 1 項及び前項の検討を踏まえて、第 37 回作業部会（2017 年 9 月 20 日開催）では、IFRS 第 9 号（2014 年）等のエンドースメント手続に関する修正国際基準公開

草案第5号の文案の検討を行った。

(修正国際基準公開草案第4号に寄せられたコメントへの対応)

4. 第37回作業部会では、修正国際基準公開草案第4号(2017年6月20日公表、8月21日コメント締切)に寄せられたコメントへの対応を検討し、それを踏まえた公開草案から最終の改正修正国際基準の文案への修正事項の検討を行った。

本日の検討事項

5. 本日は、次の2点について検討を行う。
 - (1) 第3項の検討状況を踏まえて、修正国際基準公開草案第5号の文案の検討を行う。文案は以下のとおりである。
 - ① コメント募集(審議事項(2)-2-1)
 - ② 修正国際基準の適用(案)(比較表形式)(審議事項(2)-2-2)
 - ③ 修正国際基準の適用(案)(参考:全文形式)(審議事項(2)-2-3)
 - ④ 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理(案)」(比較表形式)(審議事項(2)-2-4)
 - ⑤ 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理(案)」(参考全文形式)(審議事項(2)-2-5)
 - ⑥ 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理(案)」(比較表形式)(審議事項(2)-2-6)
 - ⑦ 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理(案)」(参考全文形式)(審議事項(2)-2-7)

なお、④及び⑥に関しては、内容の変更はないものの、理解のしやすさの観点から第37回作業部会で提示した形式を変更している。

- (2) 前項の検討状況を踏まえて修正国際基準公開草案第4号に寄せられたコメントへの対応を検討する(審議(2)-3-1)。また、当該対応を踏まえて、公開草案を再度公表する必要性の有無、及び、最終の改正修正国際基準の文案の検討を行う(審議(2)-3-2以降)。文案は以下のとおりである。
 - ① 公表にあたって(審議事項(2)-3-2)

審議事項(2)-1

- ② 修正国際基準の適用（案）（全文形式）（審議事項(2)-3-3）
 - ③ 修正国際基準の適用（案）（参考比較形式）（審議事項(2)-3-4）
 - ④ 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」（全文形式）（審議事項(2)-3-5）
 - ⑤ 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」（参考比較表形式）（審議事項(2)-3-6）
6. 第37回作業部会で聞かれた意見は審議事項(2)-4に記載している。

以 上